

中国では弁護士レターを出しても効果は無い？

弁護士レターの活用

2023年12月

弁護士を介入させると、顧客とのビジネス上の関係が悪くなる？

自社の名義で送ってもレターの効果は同じ？

弁護士法人キャストグローバル
弁護士 金藤 力

ありませんか？ 古い知識や思い込み...

中国では弁護士レターを出しても効果は無い？

以前とは違って、最近では弁護士レターによって局面を開く効果が見込めます。

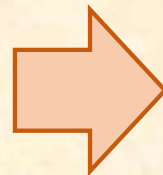
以前は、中国では日本とは異なり、弁護士がレターを送付しても黙殺されるケースが往々にして見られました。したがって、弁護士レターによって事態の解決が進むことは直ちには期待しづらいところがありました。

しかし、現在では、中国国内の法律・制度の整備に伴って、**訴訟になる前の解決を促す作用を果たすことが十分に期待できる状況になってきています。**

弁護士レターを受け取った側の「昔」と「今」

1. 訴訟になってから
対応すれば足りる。

2. 特にペナルティは
ないのだから置いて
おこう。



1. 訴訟を提起されてしまうと、
提訴された情報が公表されて、
信用不安が広がってしまう。

2. 故意・悪意による違反・侵害
となれば、懲罰的賠償など重い
ペナルティがある。

ありませんか？ 古い知識や思い込み...

どのような場面が、弁護士レターを出すのに適するでしょうか？

知的財産のかかわる場面や、訴訟提起を既に予定している場面などがあります。

(1) 相手方が知的財産を侵害している疑いのある場面では、「警告書」の形で弁護士レターを送付することが有効です。現在では特許法、商標法、著作権法、さらには不正競争防止法など、各法律で懲罰的損害賠償制度が定められており、故意・悪意による侵害に対しては重いペナルティが科されますので、弁護士レターを送付して、**「今後将来に向けての違反や侵害は、故意・悪意によるものと見なされる」**旨を告知することで、違反・侵害行為を思いとどまらせる効果が見込めます。

※ 競合他社による顧客への不当な侵害品の売り込みを速やかに止めることで、**過度の価格競争に巻き込まれずに済むなど営業面でのメリットもあります。**

(2) 訴訟を予定している場合、「催告書」「通知書」の形で予告することで、訴訟になる前の段階での協議による解決を促すことができます。

※ 現在では、**訴訟に関する情報の公開**が非常に進んでいるので、**1件の訴訟の情報が公開されると、取引先から相次いで提訴される現象が見られます。**

正常な状態で事業を継続したい会社は、訴訟前の解決を望む傾向があります。

ありませんか？ 古い知識や思い込み...

弁護士を介入させると、顧客とのビジネス上の関係が悪くなる？

中国は日本よりも訴訟も弁護士も多いため、日本ほどの影響はありません。

中国は日本に比べて、**年間の民事訴訟件数が日本の10倍以上もあり**、日本に比べると非常に訴訟が多い環境であると言えます。

(日本と中国それぞれの司法統計からのおおよその比較です。)

日本とは異なり、裁判の情報は基本的に全件公開されており、判決に至らない提訴・開廷の情報まで公開されていますので、一度、主な取引先の情報を取り寄せてみて頂ければと思います。

また、弁護士（中国では「律師」）の数も、日本では2022年末時点で約4万4000人であるのに対して、中国では2022年末時点で約65万人以上となっています。つまり、**弁護士数の面でも日本の10倍を遥かに超える数字**となっています。

弁護士が介入しても、相変わらず当事者間での話し合いが行われていることも多いですので、日本ほどにはビジネス上の関係を悪化させることもありません。

ありませんか？ 古い知識や思い込み...

自社の名義で送ってもレターの効果は同じ？

自社の名義で送る場合には見込めない、事実上の作用・効果が期待できます。

確かに法律上は、弁護士の名義でレターを出すことによる固有の効果は特に定められていません。時効中断にせよ、証拠としての価値にせよ、自社名義でレターを出す場合と弁護士名義で出す場合では、特に法的効力には差がありません。

しかし、事実上、レターを受け取る側から見れば、自社名義でレターを出す場合とは大きな違いがあり、早期解決を促す効果が期待できます。

弁護士レターを受け取った側での見え方の違い

自社名義でレターを出す場合

特にコストはかかっておらず、まだ訴訟には遠い。

社内の一方向的な認識だけで出している。

非難の応酬になりがち。



弁護士名義でレターを出す場合

わざわざ弁護士に費用を払ってレターを出してきており、訴訟を見据えている。

第三者である弁護士が法的根拠や資料を確認したうえで送ってきている。

感情的にならずに話ができる。

弁護士が語る 中国ビジネスの勘所

弁護士・中小企業
金藤 力 [著]

中国法務 トピック

検索

ブログでも最新情報を
一部ご紹介しています。
是非ご覧ください。



弁護士法人キャストグローバル 大阪事務所
パートナー・大阪事務所代表
弁護士 金藤 力 (かねふじちから)

E-mail: kanefuji@castglobal-law.com

Tel: 06-4706-0780 (代表)

Webサイト (キャストグローバル中国ビジネス) :
<https://castglobal-china.biz/>